

伯耆町告示第 24 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 5 第 1 項の規定に基づき伯耆町森林整備計画を樹立したいので、同法第 10 条の 5 第 7 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、一般の縦覧に供する。

なお、伯耆町森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、伯耆町長に対し、理由を付した文書をもって意見書を提出することができる。

令和 8 年 3 月 16 日

伯耆町長 小澤 敦彦



1 縦覧場所

伯耆町ホームページ

2 縦覧期間

自 令和 8 年 3 月 16 日

至 令和 8 年 4 月 13 日